

○ 室蘭市手数料条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画認定等に係る手数料を定めるとともに、共同住宅における長期優良住宅等の認定主体の変更に伴う所要の改正をするもの

2. 条例改正の概要

○手数料の新設

・長期優良住宅維持保全計画認定

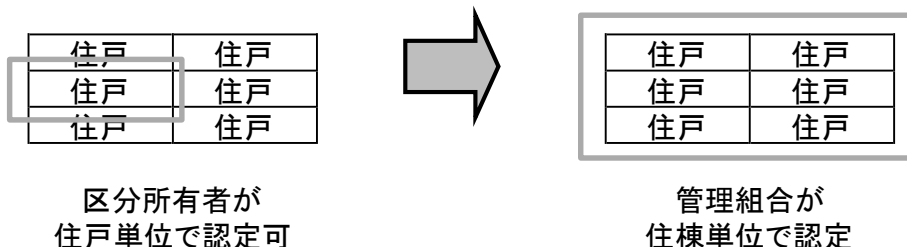
長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、要件を満たす既存住宅についても長期優良住宅の認定制度が創設されたことから、その申請に係る手数料を定める。

・長期優良住宅に係る容積率の特例許可

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、一定の規模の敷地面積を有する長期優良住宅の建築に当たっては、許可により建築基準法に定める容積率を超えることができることとされたことから、その許可申請に係る手数料を定める。

○共同住宅の認定主体の変更

長期優良住宅、低炭素建築物及びエネルギー消費性能向上のための建築物については、これまで区分所有者が住戸単位で認定可能とされていたが、これが関係法令の改正により管理組合が一括して認定することとされたことに伴い、所要の改正を行う。



3. 施行期日

公布の日から施行する。